

令和7年度第7回 京都地方最低賃金審議会

議事録

令和7年12月12日（金）

午前10時00分～午前11時58分

京都労働局 6階会議室

京 都 労 働 局

京都地方最低賃金審議会

京都労働局

令和7年度 第7回 京都地方最低賃金審議会

令和7年12月12日（金）午前10時00分～11時58分
（京都労働局 6階大会議室）

●労側委員、■使側委員、○公益、事務局

○岩永会長

本日もご出席いただき、どうもありがとうございます。
ただいまから、第7回京都地方最低賃金審議会を開会いたします。
まず、本日の出席状況の報告と事務連絡をお願いいたします。

○川部賃金室長

おはようございます。本日もよろしくをお願いいたします。
本日の出席状況について、ご報告申し上げます。
公益代表委員4名、労働者代表委員4名、使用者代表委員は、リモート参加を含め5名、合計13名の出席により、本審議会は有効に成立していることを報告申し上げます。
次に、事務連絡がございます。
本日の審議会は、11月26日の第6回本審議会での特定最低賃金の改正答申に対する異議申出の審議を想定し、設定させていただいたものです。
昨日の申出期日までに、異議の申出はございませんでしたので、特定最賃については、答申どおりの内容で手続きを進めさせていただきます。
また、本日は、賃金実態調査結果の数値誤りへの対応について、ご審議いただきたいと思っております。ご理解とご協力をお願い申し上げます。
本日の会議は公開としておりますが、傍聴者の出席はございません。
事務局からは以上となります。

○岩永会長

本審議会が成立していることを確認します。
議事に入る前に、本日の議事録署名人を決めたいと思っております。
労使各側、どなたかお願いできますでしょうか。
では労働者側は、大西稔委員をお願いいたします。
使用者側は、石垣委員をお願いいたします。
では、議事に入りたいと思っております。

令和7年度賃金実態調査結果の数値誤りについての審議に入ります。
はじめに、角南労働局長からごあいさつをいただきます。

○角南労働局長

皆様、おはようございます。

委員の皆様におかれましては、お忙しいなか、本日お集まりいただき、誠にありがとうございます。

最初に私のほうから、京都地方最低賃金審議会の開催にあたりまして、ごあいさつをひとこと申し上げたいと思います。

今般、最低賃金に関する基礎調査に基づき作成し、京都地方最低賃金審議会の審議資料として提供させていただきました令和7年度賃金実態調査結果の数値に誤りが判明したことにつきまして、まずは、各委員の皆様には深くお詫びを申し上げたいと思います。

この調査結果は、最低賃金の審議におきまして、府内の労働者の賃金実態を把握するうえで大変重要な資料と認識しているところでございます。

本年度、京都府最低賃金の改正につきましては、本年7月17日に諮問させていただいて以降、公労使の委員の皆様の真摯なご議論によりまして、引上げ額64円、改正額1,122円の答申を8月27日にいただきました。そのあと、異議審を経て、11月21日に発効したところでございます。

この間、私ども、京都労働局は、事務局といたしまして、令和7年度賃金実態調査結果をはじめ、雇用や経済に関する統計資料等を審議会資料として提供させていただきました。

委員各位には、例年以上に審議回数を重ね、大変なご苦勞をおかけしながら決定いただいたものと認識しております。

このような経過の中で、改正額審議におきまして、事務局作成の資料に誤りが判明し、委員の皆様には大変なご迷惑をおかけしたことにつきまして、重ねてお詫びを申し上げたいと思います。

本日は、再度、点検・修正を行いました賃金実態調査結果、それから正誤表をお配りしておりますので、今回の数値誤りが本年度の京都府最低賃金の改正額審議に与えた影響等、さらには再審議の必要性につきまして、ご審議をいただきたいと思います。

どうぞよろしく願いいたします。

○岩永会長

続きまして、令和7年度賃金実態調査結果の数値誤りが発生した経緯と再発防止策、修正後の数値について、事務局から説明をお願いします。

○小笠原労働基準部長

労働基準部長の小笠原でございます。

私から、本年度の賃金実態調査結果の数値誤りの経緯と、それから再発防止対策につきまして、ご説明を申し上げます。

まず、賃金実態調査結果の数値の誤りが判明した経緯についてでございます。

地域別最低賃金、それから特定最低賃金の改正額審議におきましては、審議資料といたしまして賃金実態調査結果を専門部会のほうでお示しをしております。

この調査結果でございますが、毎年6月の賃金を厚生労働省が調査する最低賃金に関する基礎調査を京都労働局が取りまとめたものでございまして、この中には未満率、あるいは影響率を示す総括表が含まれてございます。

この最低賃金に関する基礎調査でございますが、これは抽出調査となっております。そのため、その総括表には、回収した調査票の労働者数を、本省で定めた復元率に基づき復元をいたしまして、総括表の労働者数に反映することになってございます。

ところが、今年10月30日に開催いたしました第1回電気機械器具製造業最低賃金の専門部会における賃金実態調査結果の総括表を事務局のほうで作成、準備している過程で、労働者数が復元率に基づいて復元された労働者数ではなく、回収した調査対象労働者数が、そのまま記載されていることが判明いたしました。

直ちに7月31日開催の第1回京都府最低賃金専門部会で配付をいたしました令和7年度賃金実態調査結果における総括表につきましても確認をしたところ、本省で定めた復元率どおりに復元されていないことが判明をいたしました。

そのため、復元率を適正に反映させた結果、地賃の総括表の労働者数、規模別・年齢別、男女別・年齢別の各欄にも影響し、修正が生じることになった次第でございます。

次に、今回発生した数値誤りの原因についてでございます。

原因は2点あると考えております。

一点目でございます。最低賃金に関する基礎調査の集計作業。これは本省が示した操作マニュアルに基づきまして、専用のシステムを用いて行うことになっておりますが、今回のマニュアルの手順にそった操作が行われていなかったことが原因と、一つは考えてございます。

二つ目でございます。操作マニュアルにおきましては、集計後に出力した総括表に異常が見られないか、複数人で確認することが示されていますが、マニュアルに基づくダブルチェックが不十分であったことが、二つ目の原因と考えてござ

ございます。

この二つの原因を踏まえまして、今後の再発防止として、次の三つの点を徹底していきたいと考えてございます。

一点目でございます。この専用システムによる集計作業にあたりまして、担当職員は、確実に操作マニュアルに示された操作手順に基づいて、適正に行うことを徹底いたします。

二点目でございます。集計作業を担当者任せにせず、操作マニュアルに基づきまして、複数人によるダブルチェックを徹底いたします。

三点目でございます。賃金実態調査結果、これは最低賃金の審議におきまして、改正額を判断する根拠として使用される重要な資料であることを、担当職員、それから決裁を行う上司ともども、再認識をして、集計作業にあたる所存でございます。

経緯と再発防止に関しましては以上になりますが、今回、京都労働局が、審議会の資料としてご活用いただいている賃金実態調査結果の総括表の数値に誤りを生じさせたことを猛省いたしまして、二度とこのような事態が生じないよう、再発防止を徹底してまいります。

この調査結果の数値を参考に、真摯にご審議をいただきました各委員の皆様方に、心からお詫びを申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

以上でございます。

○川部賃金室長

続きまして、私のほうからは、本日お配りしております資料に基づく説明をさせていただきます。

配付資料としましては、資料ナンバー1に、今回修正後の賃金実態調査結果を付けております。資料ナンバー2に、新旧の総括表の正誤表をお付けしております。

正誤表は、審議でよく参照いただいております、規模別・年齢別の総括表(1)のみ配付させていただいております。

まず、50ページの総括表の正誤表をご覧いただきたいと思っております。

いちばん左側の欄が、時間当たり所定内賃金額を見ていただき、また、その右側の規模別、年齢別の各欄にも、左右の修正前と後の表の数値に下線が引いてあるところが修正の加わった個所になっております。

まず、「全ての労働者」の規模別・年齢別の率のほうを見ていただきますと、全体に下方修正になっております。

いちばん左の所定内賃金額の欄が、下方へ額が大きくなるほど、修正前と後の率の差が大きくなっていくという変更が生じております。

次に、地賃改正額および発効日の審議の中で参照された未満率および影響率について、順に見ておきたいと思います。

まず未満率のほうですが、正誤表の 50 ページを見ていただきますと、総括表(1)「全ての労働者」の表になっております。

この表のいちばん左側の金額、1,057 円の欄をご覧くださいと、未満率は当初 2.0 パーセントでしたが、右側の修正後を見ていただきますと、1.9 パーセントへ修正となっております。

次に、57 ページ(「一般労働者」の総括表)を開け、同様に 1,057 円の欄を見ていただきますと、こちらのほうも修正前が 2.0 パーセント、修正後は 1.9 パーセントとなっております。

64 ページを開けていただきますと、こちらは「パート労働者」の表となっております。こちらにつきましても同様に、2.0 パーセントから、1.9 パーセントへの修正となっております。

次に、52 ページを開けて、下のほうにある、今回の地賃改正額よりも 1 円低い 1,121 円の欄をご覧ください。

ここの欄の率が影響率となりますが、「全ての労働者」につきましても、修正前の 28.3 パーセントから、右側のほうを見ていただきますと、27.6 パーセントへ修正となっております。

次に、59 ページをご覧くださいと、少し下のほうに、同様に 1,121 円の欄がございます。これは「一般労働者」の影響率ということになりますが、修正前が 9.7 パーセントから、9.3 パーセントへ修正となっております。

66 ページは「パート労働者」の表ですが、一番下のほうの 1,121 円の欄を見ていただきますと、修正前が 56.6 パーセントから、55.5 パーセントへ修正となっております。

おおむね審議のほうで見ていただいた該当個所についての説明になりますが、そのほか、第 1 回、それから第 3 回の専門部会で、事務局の説明の中で、未満率や影響率を引用してご説明をさせていただいている個所がございます。

それで、本日、皆様のほうに、机上配付資料として、その議事録の引用した個所を抜粋した資料をお配りしております。現時点で、この議事録につきましては、公開を差し止めている状況になっておりますので、本日お配りした資料の内容をご確認いただきまして、修正の方法としては、従来の修正前の数値の後ろに修正後の正しい数値を加筆させていただくとともに、経過説明として注釈を付記することにより、ホームページのほうに議事録を公開していきたいと考えております。すでに議事録署名人の署名を頂戴したものではございますが、そうした修正方法でホームページに公開することにつきまして、皆さんのほうでご確認のうえ、ご了解をお願いできたらと思っております。

私のほうからは以上となります。

○岩永会長

はい。ただいまの事務局からの説明に対するご質問、ご意見等がございましたら、お伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

はい、石垣委員、お願いします。

■石垣委員

はい、石垣でございます。

今、説明いただきました部分は、ヒューマンエラーとしては看過しがたい部分ではありますが、それはそれとして、きちっと資料の提供をお願いしたいということは、改めてきちんとさせてもらいたいと思います。

根本的な資料であるので、審議を進めるうえで、労使ともにやはりそこは、いろいろ感じるころはあろうかと思えます。

先ほどの対策についても、どちらかというとなんか手ばかりなので、もう少し根本的な解決というか、対策をしっかりと改めて検討してもらいたい。チェック、チェックということで行くと、チェックしていないのですかということですよ。複数の目でというけれど、では、同時にそのマニュアルにそった操作なりを、いちいち手で書いて、そろばんを弾いてするような時代ではないので、そのシステムを一人の担当者がやっていて、もう一人が同様に並行してするとか、それで数字のすり合わせができるとか、根本的なことをしないと、出てきたものを見てチェックしていくというのは、ぱっと見ても合っているかどうか分からない。

そういうところは、運用をしっかりと、どういうチェックになるのか、ダブルチェックということだけではなくて、そこはしっかりとしてほしいと思います。それはお願いです。

先ほどの議事録の修正の件ですけれども、議事録にはもうすでに署名しているんですよね、1回目には。これ、今後また議事録の出し直しとなると、署名を求められるという理解でいいんですか。そこは確認です。

○川部賃金室長

まず、前段にいただきました再発防止策のところにつきましては、ご意見を踏まえまして、マニュアルの中にもダブルチェックを複数の目でやっていくことは示されている部分があるのですが、今回の間違いの原因になったところをきっちり確認できる画面がございます。今回の数値の誤りが判明した復元率確認の画面です。そこは、今後は必ず外さずにダブルチェックの中でも確認しながら、同様のことが起こらないように対応を徹底したいと思っております。

それから、議事録署名人の件ですが、確かにいったん確認をいただいたうえでいただいている署名ではございますが、今回、本審の中で再度、その修正の方法や内容を示させていただいて、この内容で審議会のほうでご了解いただけるようでしたら、また、議事録署名人の皆さんのご了解もいただけるようでしたら、当初の署名を修正後の議事録の署名に代えさせていただければと思っています。

これは皆さんのご了解が必要ですので、事務局としての考え方です。そのため、今日は修正内容をお示しさせていただいた次第です。以上になります。

○岩永会長

議事録の署名を再度し直すかどうかにつきましては、今の事務局の説明を踏まえまして、このあと、今後の対応について考えますので、そのあと、再度審議させていただきたいと思います。

そのほか、ご質問、ご意見、ございますでしょうか。

はい、深沢委員、お願いします。

■深沢委員

深沢でございます。

先ほど石垣委員からもありました再発防止について、事務局からご説明を受けたときにもお話しているのですが、議事録に残すために発言させていただきます。

やはり、人がやるとどうしてもミスが起こるので、もう少し、昨今のIT技術ですね。まあもちろん、予算取りとかセキュリティとか、民間企業とは違ういろんな支障もあろうかと思いますが、もう少しデジタル技術を活用されていってはどうかと思い、ひとこと発言させていただきました。以上です。

○川部賃金室長

今、深沢委員からいただきましたご意見を踏まえまして、補足説明をさせていただきます。

事前に各委員にご説明に回らせていただいた中でも、様々ご意見を頂戴しました。

深沢委員のほうからいただきましたように、集計システムについて、こういった点は大丈夫なのかというようなこともご指摘をいただいております。

そもそもアクセスファイルで行っている集計作業について、システム自体大丈夫なのか、また、オフィスの更新のたびに機能がちゃんと引き継がれているのか、というようなご指摘などもいただいております。

そうしたアクセスファイルに対する懸念につきまして、こういったご意見が

ありますということを厚生労働省にもお伝えしました。その上で、本省からコメントがあった内容を紹介させていただきます。

まず、マニュアルの更新や可能な限り作業の手入力を減らしていくということによって、ヒューマンエラーが起こらない工夫を、今後も検討していきたいということでした。

それから、機能の更新が必要な際には、適切に開発を行っており、今後も引き続き適切にその点に対応していきたいという回答を頂戴しておりますので、参考に、追加で説明をさせていただきました。以上になります。

○岩永会長

そのほか、いかがでしょうか。

石垣委員お願いします。

■石垣委員

今、本省への問い合わせと、本省からの回答ということでしたので、入力しているのは本省の方ではないですね。局でやっているんですね。

だから、本省がどういう対応をするかということではなくて、局として資料を整理するにあたって、今の深沢委員の意見にもあったように、デジタルの利用について、資料を編さんしている立場でどうするのか、というのをしっかりと考えてもらわないと、本省へ丸投げというののもちょっと違うかなと思います。

それがおかしいと言っているわけではないんだけど、やはり局として、事務局としてしっかりと、そういったところの管理運営をお願いしたいというふうに思います。以上です。

○川部賃金室長

ご指摘ありがとうございます。

そうですね、私が説明させていただいたのは、システムそのものに対するご懸念というのを指摘されたので、その点は本省にも知っていただく必要もありますし、システム自体の・改善は本省で対応いただくほかございませんので、お伝えしたということです。

局内におきましての、石垣委員ご指摘の点につきましては、しっかり局内で対応していきたいと思っておりますので、追加でお答えをさせていただきます。ありがとうございました。

○岩永会長

そのほか、ご質問、ご意見はございますでしょうか。

大西稔委員、お願いします。

●大西稔委員

労側委員の大西でございます。

少し厳しいことを言うかもしれませんが、対策ということで、ダブルチェックを改めて実施するとのことですが、今回、そのダブルチェックが抜けていたから、問題になったわけです。それをもう一度実施しますというのは、これは何の対策にもならないと個人的には感じます。なぜ抜けたか、そういったところまで突き詰めて再発防止はやるべきであると思っております。

そういう意味では、もう少し重みを感じてほしいと、我々としては思っています。この審議の重要な数字であると思っておりますので、ぜひ、危機感をもって対策に努めていただきたいと、あえて申し上げさせていただきます。以上です。

○小笠原労働基準部長

ありがとうございます。今、ご指摘の点、ほんとうに重く受け止めさせていただきたいと思えます。

担当、それから組織としてこういうことがないように、何より今委員からご指摘のございました点でございます。最低賃金の審議にご活用いただく資料であるということの認識も、これまで以上にしっかり持ったうえで、事務局として事前の準備に対応させていただきたいと思えます。ご指摘ありがとうございます。

○岩永会長

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ご質問がほかにないようでしたら、続きまして、今回の統計数値の誤りが、京都府最低賃金の改正審議に及ぼした影響について審議したいと思えます。

最初に会長の立場から、私の意見を申し上げさせていただきたいと思えます。

まず、本件に関する受け止めですが、地賃審議が終了し、官報公示後に今回、令和7年度賃金実態調査結果の数値に誤りが判明したということは、誠に遺憾なことであり、事務局には猛省を強く促したいということをはじめに申し上げます。

最低賃金は、生計費、労働者の賃金、通常の事業の賃金支払能力、この3要素を総合的に勘案して決定するとされております。

それゆえ、府内の労働者の賃金実態を表す賃金実態調査結果は、地域別最低賃金を検討するうえで非常に重要な指標であると認識しております。

今年度の京都での審議におきましても、中賃の目安額を参考に、公労使各委員が、事務局から提供された資料を勘案しながら、京都府の実態を踏まえた最低賃

金を真摯にご審議いただき、決定いたしました。

そうした審議実態からは、統計数値の誤りは、場合によっては審議会の議論をミスリードする場合も想定され、その結果、府内の労働者の生活、および経済に大きな影響を及ぼすことにもつながりかねない問題と考えます。この点を改めて、強く事務局には認識していただきたいと考えます。

したがって、事務局にはこのようなことが二度と起こらないように、再発防止を徹底し、信頼の確保に努めていただきたいと会長の立場からも強くお願いいたします。

次に、今年度の審議結果への影響にかかる評価および再審議の必要性についてでございます。

修正後の数値を踏まえた影響率、未満率の状況ですが、先ほど事務局からの説明に加え、改めて整理して3点ほど申し上げたいと思います。

今回の統計数値の誤りの内容は、事務局から説明のあったとおり、労働者数の復元誤りの修正に伴い、未満率が2.0パーセントから1.9パーセントへ0.1ポイント、地賃改正後の影響率が28.3パーセントから27.6パーセントへ0.7ポイント下方修正となるものであります。

私の受け止めとしては、修正の幅は大きいとは言えないものと考えております。これが1点目です。

2点目として、改正額の審議の際に、特に参考されたのは、引上額プラス63円と64円の影響率のところでございます。これは、資料をご覧くださいますと、正誤表の52ページのところの1,120円と1,121円のところですが、修正前のほうが28.3パーセントと28.3パーセントと同率で、修正後も27.6パーセントと27.6パーセントで、同率でございます。

他方で、もう1円引き上げ65円とした場合、修正前が28.4パーセントで、修正後が27.7パーセントでございます。

この資料を参照したときにポイントとなったのは、63円と64円のところでは影響率が変わらない。65円のところで1ポイント上がるという点を考慮したということでございます。

その点で見ますと、修正前と修正後では変更がございません。その意味では、修正後の影響率というのは、判断として、考慮したポイントとしては変わらないと考えているところでございます。

さらに、発効日の審議において、パートを除く一般労働者の影響率でございますが、10パーセント近いため、賃金表の改定を伴う影響が生じると指摘されました。この点、修正後の影響率は9.7パーセントから9.3パーセントへの下方修正となりますが、10パーセント近いというところ、9パーセント台にとどまっているという点でも影響というのではないだろうと考えているところでござい

ます。

これら3点について、修正前と修正後の数値の差による影響は少ないのではないかというように評価しているところでございます。

一方、今年度の改正額1,122円、引上げ額64円、発効日令和7年11月21日という答申の内容は、専門部会において、8回にもおよぶ審議を重ね、労使が最大限、歩み寄りの努力をいただいたすえに到達し、決定した結論であると考えております。

また、改正額審議においては、未満率や影響率だけを指標として議論しているわけではなく、法定三要素にかかわるさまざまな指標を総合的に考慮して改正額を決定しております。

以上の点を総合的に考慮いたしますと、今回の統計数値の誤りを理由として、今年度の地賃改正審議の結果について再審議するまでの必要性はないと、私自身は考えているところでございます。

会長としての見解は以上です。

各委員からご意見をお伺いできればと考えているところでございます。

労働者側委員、いかがでしょうか。門野委員お願いします。

●門野委員

労側委員の門野でございます。

私のほうから少し意見をさせていただきたいと思えます。

会長のほうからは今、あまり影響がないというふうに言われましたけれども、私はそうは思っておりません。専門部会の委員でもありますし、確かにたくさんの時間、回数を重ねて審議はしてきましたけれども、最終のところ、私は発効日の部分が、どうしても後ろにずれることに対して、判断しかねたということで棄権をしている立場でございます。

その立場から申し上げますと、やはり発効日はずれ込んだ主な理由の中に、確かに今、言われたような10パーセントに近いというところで、9.7から9.3ということで、9パーセント台だから影響ないとおっしゃられましたけれども、やはり発効日を遅らせる理由の一つ、大きな指標がこの影響率であろうというふうに思いますので、その部分については、それなりの影響はあるというふうに考えておりますので、できたら再審議すべきではないかなという考えを今、私は持っております。以上です。

○岩永会長

はい。使用者側のほうはどうでしょうか、ご意見は。

■使側委員
(意見なし。)

○岩永会長
公益のご意見も伺えればと思いますが。
それでは、河原委員、お願いします。

○河原委員
河原でございます。私も専門部会の委員として、審議にかかわった立場から、いろいろなことは考えていました。
結論としては、会長が先ほどおっしゃられた、会長のご見解と同じ意見ということで考えております。以上です。

○岩永会長
事務局のほうでは、先ほどの門野委員のご意見については、何かありますでしょうか。

○川部賃金室長
事務局の立場からしますと、誤りを発生させた立場でありますので、今回の誤りの数値の評価や、それが審議に与えた影響を事務局の立場で評価するというのは適切ではないと思っておりますので、皆様のご審議に委ねたいと思っております。よろしくをお願いします。

○岩永会長
なるほど、わかりました。
門野委員の意見としては、再審議の必要があるのではないかというご意見ですね。
そのほか労側のほうから、ご意見、ございますでしょうか。
大西委員、お願いします。

●大西稔委員
大西でございます。
門野委員の発言のとおり、労側の立場としては、やはり判断基準となる元のデータが異なっていたということに関して、再審議するというスタンスはしっかり持っておきたいと思っております。
しかしながら、公益の先生の見解を受けまして、少し労側の中で話をさせてい

ただきたいと思います。

申し訳ないですが、少しお時間を頂戴したく、よろしくお願いします。

○岩永会長

それではいったん中断したいと思います。

(労働者側委員、別室にて話し合いのため中断)

○岩永会長

それでは再開したいと思います。

先ほど門野委員から、改めて再審議も必要なのではないかというご意見がございました。

この点について、改めて審議したいと思いますですが、そのほかご意見ございますでしょうか。

大西委員、お願いします。

●大西稔委員

お時間いただきありがとうございます。

労側で話をさせていただきました。

再審議という思いは強いものの、公益の判断もございませし、あえて、これを前例にはしないということを申し上げたうえで、今回については労側としては、再審議の必要はないと判断をさせていただきました。以上です。

○岩永会長

そのほかご意見、ございますでしょうか。

●■○各側委員

(意見なし。)

○岩永会長

先ほど門野委員のご意見がございましたところですが、未満率のことにつきまして言いますと、やはりその 9.7 パーセントから 9.3 パーセントに下方修正ということでございまして、これだけ下がるということであれば、発効日を先送りしたというところについての判断に一定の影響があったのではないかというご指摘でございました。

私は本審の委員で、専門部会のほうは参加しておりませんので、詳細な議論に

ついてまでは存じあげていないところですが、その発効日を先送りした議論について言うと、影響率についても考慮には入れたものの、他方で、それ以外の要素についても考慮したと存じているところでございます。

例えば「働き控え」の影響だとか、あるいは使用者側に対するかなりの影響がそれ以外にもあるというところ、そのあたりも考慮に入れて、11月21日にするという判断に至ったと理解しているところでございます。

先ほどの労働者側のご意見と総意も踏まえて検討すると、今回については再審議の必要性はないということで、門野委員、よろしいでしょうか。

●門野委員

(意見なく、うなずかれる)

○岩永会長

ありがとうございます。

それでは各委員からいただいたご意見については、事務局は真摯に受け止めていただくとともに、猛省を促したいと思えます。

一方で、全体としては、明確に、すでに発効されている改正額と発効日について、審議のやり直しを求めるご意見はなかったものと思われまますので、本日の審議結果としては、今回の統計数値の誤りを理由とした再審議の必要はないとの結論を本審議会として確認したいと思えますが、よろしいでしょうか。

●■○各側委員

(異議なし)

○岩永会長

ありがとうございます。

そのうえで、賃金室長のほうから説明がございました現在、公開を差し控えている第1回および第3回の専門部会の議事録についてでございますが、すでに議事録署名人の署名をいただいたものですが、本日ご提案のあった方法で、注釈を加えて公開されることについても、ご了解いただけますでしょうか。

●■○各側委員

(異議なし。)

○岩永会長

また、先ほど石垣委員からお尋ねのありました署名については、これは事務局

としては…。

○川部賃金室長

もう署名はいただいたものとして、ここで修正内容を確認いただき、改めての署名はいただかない形をお願いできたらということで、よろしいでしょうか。

○岩永会長

ということですが、その点について、各委員の方からご意見ございましたら、お願いいたします。

石垣委員お願いします。

■石垣委員

石垣でございます。

署名人としての立場なんですけど、皆さんの意見を整理しながら確認して署名をしています。

第1回および第3回の専門部会の議事録としてホームページに載せるというのは、署名、捺印した分は載らないという理解ですか。それぞれの議事録として署名しているので、いいんですけど、議事録署名人が署名して、印鑑を押した当初の本体は残りますよね。

○川部賃金室長

はい。

■石垣委員

署名の欄というのは、別紙1枚に整理されていきましたか。会長と労側の大西委員と、我々で確認して署名した欄というのは。

要は、何が言いたいかと申しますと、議事録の本文末に続いてなかったか、議事録の文末が切れて、「以上で今回の本審は閉会します」と終わって、議事録を確認し、署名捺印したところは別紙一枚でしたか。

○川部賃金室長

そうですね、議事録と切り離された1枚ものの署名欄になっています。

■石垣委員

つながっていませんでしたか。私もいちいち覚えていないので、確認です。

○川部賃金室長

はい、つながっていません。「上記のとおり相違ないことを認める。」という文章の後に、署名欄が設けられています。

■石垣委員

それが1枚単独で入ってる。

○川部賃金室長

はい、そうです。続きにはなっておりません。

■石垣委員

わかりました。

○岩永会長

そのほか、議事録について、ご質問、ご意見、ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

●■○各側委員

(意見なし。)

○岩永会長

では、事務局から提案があった方法で議事録に注釈を加え、公開されることについて、ご了解いただいたものと確認させていただきます。

では、審議終了にあたり、角南労働局長から一言ごあいさつをいただきます。

○角南局長

本日は、私ども、京都労働局事務局が発生させた統計数値の誤りへの対応につきましてご審議するために、ご多忙のところご参集いただき、誠にありがとうございました。

当局としましては、今回発生した問題の重大性を再認識して、再発防止策を徹底するとともに、本日、会長はじめ委員の皆様からいただきましたご意見、ご指摘を職員一同、深く胸に刻み、今後は、慎重なうえにも慎重に、適正な最低賃金基礎調査の集計作業に当たっていくこととしたいと考えてございます。

来年度以降、審議に使用する資料は誤りのない正確な資料を作成する。そして、これを活用いただくことで、各委員の皆様の信頼回復に努めてまいりたいと考えてございます。

本日は貴重なお時間を頂戴しまして、誠にありがとうございました。

○岩永会長

最後に、私のほうからも改めまして事務局に対し、今後は、貸金実態調査結果は、最賃審議において非常に重要な資料であることを再認識いただき、再発防止策を徹底していただくことをお願いしておきたいと思います。

それでは、以上をもちまして、本日の本審議会を終了させていただきたいと思えます。

各委員の皆様は、このあと続きで行われる全員協議会へのご出席をよろしくお願いいたします。